

# 平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-④)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策4:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等 (平成24年度事前分析表の政策名:地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等)	分野	地方行政			
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地方分権型社会の確立を目指す。					
政策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	5,701,812	4,578,743	4,414,992	3,554,701
		補正予算(b)	984,450	8,396,128	0	0
		繰越し等(c)	-371,147	-3,235,342	2,947,654	
		合計(a+b+c)	6,315,115	9,739,529	7,362,646	
執行額(千円)	5,860,587	7,377,248				

(注)東日本大震災の影響により、平成24年度の繰越し等額が増加している。

政策に係る内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	第百八十三回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成25年2月28日	三 経済成長を成し遂げる意思と勇気(抜粋) 「行政や公務員制度の在り方も、これまでの改革の成果に加え、国際的な大競争時代への変化をとらえ、改革します。」 「大都市制度の改革を始め、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。また、「地域の元気づくり」を応援します。

施策目標	測定指標	基準(値) <sup>(※2)</sup> 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	1 地方自治制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員定数の法定上限数の撤廃、市町村に対する基本構想の策定の義務付けの廃止などを内容とする地方自治法改正法は平成23年5月2日に公布</li> <li>総理大臣の諮問機関である、第30次地方制度調査会を平成23年8月24日に設置し、議事を始めとする住民自治のあり方、大都市制度のあり方、基礎自治体のあり方について諮問</li> <li>第30次地方制度調査会で取りまとめられた意見を踏まえ、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度、違法確認訴訟の創設などを内容とする地方自治法改正案を平成24年3月9日に国会へ提出【23年度】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例による通年会期の選択的導入、臨時会の招集権の議長への付与などを内容とする地方自治法改正案は平成24年9月5日に公布</li> <li>第30次地方制度調査会において、大都市のあり方について審議し、大都市制度についての専門小委員会中間報告を12月20日にとりまとめを行い、基礎的自治体のあり方についての議論を行った。【24年度】</li> </ul>	第30次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、大都市制度等の見直しに取り組む【24年度】
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体における事務の共同処理の活用状況</li> <li>地方公共団体への情報提供等の状況</li> </ul>	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供【23年度】 <b>【参考】</b> 事務の共同処理の活用状況(平成22年7月1日現在) ①事務の委託 5,264件 ②一部事務組合 1,572件 ③機関等の共同設置 395件 ④協議会 216件 ⑤広域連合 115件	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報提供を実施した。【24年度】 <b>【参考】</b> 事務の共同処理の活用状況(平成24年7月1日現在) ①事務の委託 5,668件 ②一部事務組合 1,546件 ③機関等の共同設置 400件 ④協議会 191件 ⑤広域連合 115件
住民の利便が増進すること及び国及び地方公共団体の行政が合理化されること	3 住民票の写し等の交付に係る住民の利便性の向上	コンビニでの交付サービス導入団体 44団体【23年度】	導入団体 63団体【24年度】	コンビニでの交付サービスについて新たに10団体の導入【24年度】

<p>地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと</p>	<p>4</p> <p>・地方公共団体における行政改革の取組状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供</p> <p>【参考】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況(平成24年3月16日公表) ・地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会報告書(平成24年3月29日公表) 【23年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況(平成25年2月8日公表) ・公の施設の指定管理者制度の導入等に関する調査(平成24年11月6日公表) 【24年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供 【24年度】</p>
<p>地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること</p>	<p>5</p> <p>地方公務員数の推移</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報を提供</p> <p>【参考】 地方公共団体の総職員数278万8,989人(対前年比▲24,886人)(平成23年4月1日現在) 【23年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 地方公共団体の総職員数276万8,913人(対前年比▲20,076人)(平成24年4月1日現在) 【24年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報を提供 【24年度】</p>
	<p>6</p> <p>ラスパイレス指数の状況</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供</p> <p>【参考】 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数98.9(H22ラス:98.8) 【23年度】</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数107.0(参考値(注1)98.9)(平成24年4月1日現在) 【24年度】</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供 【24年度】</p>
	<p>7</p> <p>給与と制度・運用の適正化状況</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供</p> <p>【参考】 適正化の取組例 ・給与の「わたり」(注2)の制度がある団体は104団体(全団体の5.8%)に減少。 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は12手当てに減少(支給額ベースで削減率97.6%)。 (平成23年4月1日時点) 【23年度】</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 適正化の取組例 ・給与の「わたり」(注2)の制度がある団体は85団体(全団体の4.8%)に減少。 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は11手当てに減少(支給額ベースで削減率98.1%)。 (平成24年4月1日時点)【24年度】</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供 【24年度】</p>
	<p>8</p> <p>人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況</p>	<p>各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供</p> <p>【参考】 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。 【23年度】</p>	<p>地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう各人事委員会に対し人事院勧告対応上の留意事項など必要な情報を、給与改定通知や各種会議の場を通じて提供した。</p> <p>【参考】 特別給について国や他団体との比較を重視した1団体を除き、各人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。 【24年度】</p>	<p>各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供 【24年度】</p>
	<p>9</p> <p>給与情報等公表システムによる公表状況</p>	<p>97.8%(1,757/1,797団体) (平成22年3月31日現在) 【23年度】</p> <p>※東日本大震災のため、平成23年度の調査(平成23年3月31日現在)は行っていない。</p>	<p>98.3%(1,758/1,789団体) (平成24年3月31日現在) 【24年度】</p>	<p>実施率100% 【24年度】</p>

10	地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体)	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供 【参考】 任期付採用の実施団体 275団体(平成23年4月1日現在) 【23年度】	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報提供を実施した。 【参考】 任期付採用の実施団体 319団体(平成24年4月1日現在) 【24年度】	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供 【24年度】
11	人材育成基本方針の策定状況	策定率91.0%(1,631/1,793団体) (平成23年4月1日現在) 【23年度】	策定率92.7%(1,658/1,789団体) (平成24年4月1日現在) 【24年度】	策定率95% 【24年度】

(注1)「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。

(注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築については、条例による通年会期の選択的導入、臨時会の招集権の議長への付与などを内容とする地方自治法改正法の公布や、地方制度調査会における大都市のあり方に関する中間報告のとりまとめなど、地方自治制度の見直しに向けた着実な取組が進められ、また、地方公共団体が自主的・主体的に行政改革を行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報提供を実施したことにより目標を達成することができた。</li> <li>・住民の利便増進については、住民票の写し等の交付に係る住民の利便性向上について、システム構築に係る特別交付税措置、コンビニ交付推進セミナーの開催等の結果、コンビニでの交付サービス導入団体数が、63団体となり、目標を達成することができた。</li> <li>・地方公共団体における行政改革の取組状況については、地方公共団体が自主的・主体的に地方改革が行えるよう、「地方公共団体における行政改革の取組状況調査」等により取組状況を把握し、必要な情報提供を行ったことにより、目標を達成することができた。</li> <li>・地方公務員制度に対する国民・住民の理解と納得が得られるよう、各地方公共団体に対し、地方公務員の給与、定員等に関する必要な情報提供や技術的助言を行った。この結果、給与の「わたり」の制度がある団体や重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当の数が減少し、また、給与情報等公表システムによる公表や人材育成基本方針の策定を行う団体が増加するなど、地方公務員制度の確立を図るための取組に寄与することができた。また、給与情報等公表システムによる公表の実施率については、広報紙での掲載等を理由に実施しない団体があったため、98.3%であり、人材育成基本方針の策定率については、検討段階等の理由から策定しない団体があったため、92.7%であったが、平成24年度中に各種会議の場など、様々な機会を捉えて助言を行っており、これらの取組の促進に対して一定程度寄与することができた。</li> </ul>
	目標期間終了時点の総括	<p>(評価区分)</p> <p>B 基本目標の達成に向けて進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>III 予算の縮減・廃止</p> <p>地方自治法改正案の公布や第30次地方制度調査会の中間報告など、地方分権型社会の確立に向けた取組が着実に進められ、また、各地方公共団体に対する必要な情報提供や技術的助言等を行うなど、住民の利便増進、地方公共団体の自主的・主体的な行政改革、地方公務員制度の確立に向けた取組が進められていることから、基本目標の達成に向け進展があったと認められる。 引き続き、地方自治制度の見直しや各地方公共団体に対する必要な情報提供等を行い、地方分権型社会の確立に向けた取組を進める必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	第30次地方制度調査会において、大都市制度改革について議論いただき、「大都市制度についての専門小委員会中間報告」(平成24年12月20日)をとりまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。 平成25年8月、明治大学経営学部菊地端夫准教授から、目標の達成状況の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・「地方公務員の給与・定員等の状況」 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html</a>
---------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民制度企画室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	総務室長 吉永 浩	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	---	--------	-----------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。